

VIII 教育職員免許状

教育職員免許状

大学を除くすべての国公立、私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校、中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語等》別になっており、学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要がある、また5月に開催する「教職課程オリエンテーション」に必ず参加してください。

「取れるものなら免許は取っておこう」といった気持ちでは、教員になることはおろか、教育実習の現場に立つことすら学校現場から拒否されることもあります。

なお、中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「(3) 介護等体験」を参照してください。

(1) 単位の修得

単位は「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から、これに対応する科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合、その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から、指定された科目を履修し、修得してください。(配当は2回生から)

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に関する科目に加え、教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し、所要の単位を修得しなければなりません。(配当は2回生から)

なお、全ての免許状教科に共通して「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上【(健康科学Ⅰ、健康科学Ⅱ、健康心理学Ⅰ、健康心理学Ⅱ、運動科学Ⅰ、運動科学Ⅱ、運動医科学、体力医科学)から1科目とスポーツ実習(ⅠA・ⅠB・ⅡA又はⅡBの中から1科目)の両方とも必要】、「外国語コミュニケーション」2単位(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語のⅠ又はⅡ)及び「情報機器の操作」2単位(対応授業科目については、所属学部を確認すること。)を修得する必要があります。

なお、入学年度に関わりなく教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」のうち1科目以上を履修することを推奨します。※「民族と教育」は隔年開講。

また、免許状用の科目(単位)が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので、所属学部で確認してください。

(2) 教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は、3回生までに教科教育法などの教職科目を修得済みでないと参加できません。

教育実習は出身中学校・高等学校で受け入れていただいで実施します。

教育実習は「実習に係る事前指導及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許状4週間(3週間の場合が多い)・高等学校免許状2週間)からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の4月、実習に係る事前指導は4回生の4月中旬から5月上旬に、また事後指導は、教科別に10月下旬から12月上旬の間に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し、また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお、教育実習の総括として教科別事後指導を実施しますから、同様に参加してください。いずれの日程についても掲示で周知しますので、各自で確認し、見落とさないでください。

教育実習に参加できるのは、学部4回生（平成12年度学部入学者からの中学校免許状の取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。）、大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で、「教科に関する科目」はもちろんのこと、「教職に関する科目」の教職教育論（比較教育学、教育学概論Ⅰ、教育人間学Ⅰ）から1科目、教育心理学（比較教育制度論、教育社会学概論Ⅰ、教育行政学概論Ⅰ・Ⅱ、教育学概論Ⅱ）から1科目、教育課程論、道徳教育論、特別活動の理論と実践、教育方法論、授業心理学（生徒指導論、生徒指導の精神と具体的方策、教育相談）から1科目、のうち、5科目以上と各教科教育法を1科目以上修得済みであること。

全学共通科目から「日本国憲法」「健康科学Ⅰ、健康科学Ⅱ、健康心理学Ⅰ、健康心理学Ⅱ、運動科学Ⅰ、運動科学Ⅱ、運動医科学、体力医科学とスポーツ実習」（講義と実技両方必要）「外国語コミュニケーション」（英、独、仏、中、露の各語学のⅠ又はⅡ）「情報機器の操作」（所属の学部を確認）

さらに教育学部専門科目の「民族と教育」「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」「同和・人権教育論」の3科目のうち1科目以上を履修することを推奨します。※「民族と教育」は隔年開講。

また、申請に当たっては、当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検してください。胸部レントゲン検査についても省略せずに受検してください。麻しんの抗体検査も教育実習実施までに行ってください。（P18・35参照）

さらに事故対策としての保険「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入してください。〈担当：教育推進・学生支援部学生課厚生掛〉（P36～39参照）

（3）介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については、特別支援学校で2日間と社会福祉施設等（保育所を除く）で5日間、合計7日間の介護等体験を行うことが、平成10年度入学者から義務づけられています。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが、原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし、都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり、出身都道府県で実施できない場合もあります。

介護等体験についての制度や申請方法等については事前指導及び説明会を実施（4月中旬、10月中旬）し、その後申込調査票を受付けます。（翌年度体験実施者に対する事前指導説明会を10月中旬に行います）

なお、申請手続きは大学が窓口になり、まとめて行うことになっていますので、学生個人では申請できません。説明会の開催の日程は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。

また、申請に当たっては、当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検してください。胸部レントゲン検査についても省略せずに受検してください。（P19・35参照）

さらに事故対策としての保険「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）と「学研災付帯賠償責任保険」（学研賠）に加入してください。〈担当：教育推進・学生支援部学生課厚生掛〉（P36～39参照）

（4）教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は、学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います（一括申請）。その手続きについては、例年10月頃に各学部から掲示が出されますので、卒業予定者は見落としのないように注

意してください。課程認定の関係で個人申請になる場合もあります。

(5) その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事，博物館学芸員，図書館司書，学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部で照会し，その取得方法について確認してください。

(6) 教育職員免許状取得までの道筋（一般的事項）

1 回生（2～4 は全学共通科目）

1. 5月に開催される教職課程オリエンテーションに参加すること
2. 日本国憲法
3. 体育科目（健康科学Ⅰ，健康科学Ⅱ，健康心理学Ⅰ，健康心理学Ⅱ，運動科学Ⅰ，運動科学Ⅱ，運動医科学，体力医科学から1科目とスポーツ実習）
4. 外国語コミュニケーション（英，独，仏，中，露のⅠまたはⅡ）
5. 情報機器の操作（所属の学部で対応授業科目を確認）
6. 教科に関する科目（所属の学部で対応授業科目を確認——1回生配当がある場合）

2 回生

1. 教科に関する科目（所属の学部で対応授業科目を確認）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施
4. 1回生の2～5の科目で取得できなかった科目

3 回生

1. 教科に関する科目（各自の所属の学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施（2回生で実施しなかった場合）
4. 教育実習Ⅰの実施（中学校教諭免許状取得希望者で，3回生，4回生に分割して教育実習行う場合）
5. 教育実習説明会（4月中旬）に参加
6. 教育実習内諾申請（各自の出身校）——説明会終了後行う
7. 教育実習申請（10月上旬）

4 回生

1. 教科に関する科目（未修得の場合）
2. 教職に関する科目（未修得の場合。ただし，教科教育法は3回生までに履修すること）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）の実施（まだ実施していない場合）
4. 教育実習事前オリエンテーション（全体・教科別）4月中旬～5月上旬
5. 教育実習Ⅱ又はⅠ・Ⅱの実施（4月下旬～11月上旬）
〈教育実習Ⅰについては，中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
6. 教育実習 各教科別事後指導（全体の実習終了後行う）
7. 教育職員免許状授与一括申請（10月～1月）
8. 教育職員免許状交付（3月卒業時）

